特定福祉用具販売　運営規程　記載例

|  |  |
| --- | --- |
| ●●福祉用具センター運営規程　（事業の目的）第１条　▲▲株式会社が開設する●●福祉用具センター（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「特定福祉用具販売等」という）を提供することを目的とする。　（運営の方針）第２条　事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行うこととする。２　事業所の福祉用具専門相談員は、要介護状態にある利用者に対しては、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図ることとする。３　事業所の福祉用具専門相談員は、要支援状態にある利用者に対しては、特定介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。　（事業所の名称）第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。　（１）名称　　●●福祉用具センター　（２）所在地　奈良県●●市●●町＊＊－＊　（従業者の職種、員数及び職務内容）第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。　（１）管理者　１名　　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売等の提供に当たるものとする。　（２）福祉用具専門相談員　　２名以上福祉用具専門相談員は特定福祉用具販売等の提供にあたり、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売計画を作成する。　（営業日及び営業時間）第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。（１）営業日　●曜日から●曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏期８月●日から８月●日及び年末年始１２月●日から１月●日までを除く。（２）営業時間　午前●時から午後●時までとする。　（特定福祉用具販売等の提供方法）第６条　特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。２　福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。３　福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。　（取り扱う種目）第７条　特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。（１）腰掛便座（２）自動排泄処理装置の交換可能部品（３）排泄予測支援機器（４）入浴補助用具（５）簡易浴槽（６）移動用リフトのつり具の部分（７）スロープ（８）歩行器（９）歩行補助つえ　（販売費用等）第８条　特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。1. 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において

特定福祉用具販売等を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から●キロメートルごとに●●円。1. 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に

要する費用として、その実費。３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。４　特定福祉用具販売等に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に揚げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。　（１）　当該事業所の名称　（２）　提供した特定福祉用具の種目、品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書　（３）　領収書　（４）　当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要　（通常の事業の実施地域）第９条　通常の事業の実施地域は、●●市、●●市（●●町、●●＊丁目を除く）とする。（虐待防止に関する事項）第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る（２）虐待防止のための指針の整備（３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置　（その他運営に関する重要事項）第１１条　事業所は、福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。　（１）　採用時研修　採用後●カ月以内　（２）　継続研修　年●回２　事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。５　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。６　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。７　サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。８ 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から５年間とする。９　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は▲▲株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。　附　則 この規程は、平成●●年●●月●●日から施行する。　　　　　この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。 | ・介護予防サービスを行っている場合はその文言も入れる。・シフト表と矛盾の無いようにする。・「○名」という表記の場合、従業者数が変わるたびに運営規程を変更しなくてはならない。「人員基準上必要な数＋以上」という書き方を推奨。・シフト表と矛盾の無いようにする。（営業時間内は従業者の配置が必須）・第7条（７）から（９）については令和6年4月1日から追加。・介護保険適応外の種目は入れない。・利用料を別紙カタログに定める場合は、別紙カタログを添付する。・市町村名、字名等で客観的に記載。（利用者とのトラブル防止のため。）・飛び地の設定は不可。・第１０条各号については令和６年３月３１日までに必ず定めること。・開設予定日を記載。・運営規程を変更するたびに、変更日が分かるよう附則を付け足していく。 |